

十九八七	六五四	三二一	○年基づき、個人向け財務省告示第二十一号		
用の第適初発発利利二用期行行率子期利利価日の以率子格適後の	振額最低額単位面金	発行額及の適	用等振替條項及び根拠の適	法發行の根拠及び記	名稱及び記
、子年發計算から開始までの期間における利九	年額面成る。金五百八百円セツンキト百円	平す額の記載又は記録による金額は、最も低額のと	一万円額の振替機関で三百十七億二千五百	社債、株式等の振替に定の適用を受けるものとし、その規	個人向け利付國庫債券（変動・十年）（第二十五回）
当たり、各利払期前に行わる利九	。整數倍の記定による金額は、最低額のと	円額の振替法の規定による金額は、最	以下「振替法」という。の規	特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七	（平成十四年法律（平成十九年法律第七十五号）第四十

十七十八十五十四十三
の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

額面金額百円につき百円
平成三十一年一月十五日
日本銀行の本店又は支店
平成二十一年一月十五日
中途換金の買取りは、平成二十一年一月十五日
二年一月十五日以後において行

$$\text{額面金額} \times \underline{\hspace{1cm}} \quad \times \underline{\hspace{1cm}} \quad 2$$

第十九号に規定する第二期以後の利子の適用利率

額面金額 × 0.58
100 ─────────
2 ───────── 1

十二 第二期以

十一
初期利子

中途換金の特例

のす個一債かる百害とつ条法みのと受する（昭和国に
 買る人月をつ災十救すての律、居き益者特別十二年
 取こ向十有た害八助るは十第地住に者を別障一十
 金とけ五すとが号法。、九六方すはそ含む害者扶
 額が国日るき発）（当第十自る市の四第法律第一
 はで債前者に生に昭の該一七治法町相扶養一項
 、きのでがはしよ和区市項号村続）（昭人信一
 次の中あ、當二域又の）（第二和特が死託契に十
 のも途つ平該當救十には指定二二別、死託契に十
 の換て成個該助二お當定二二別、死託契に十
 と金も二人災の年い該都百二別、死託契に十
 しを、十向害行法て市市五十区又亡契約規三税個
 、請當二けにわ律、のに十二をはし約規三税個
 そ求該年国かれ第災区あ二年含そたの定号法人

する。算式により算出した金額は、
 次の算式により算出した金額は、
 額面金額 + 経過利子に相当する。
 の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$

十九
拠元利金支所

(一) それぞれの算式により算出した
金額とする。
平成二十一年七月十五日から
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{80}{100}$ + 経過利子に相
当する金額)
平成二十一年七月十五日前
の額面金額 - 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する

(二)